

Oslaw News Letter

vol.78

2026年1月31日発行

目次

Contents

● 巻頭論文	数値限定発明—近時の判例から読み解く解釈、均等論、先使用权	弁理士 大木 信人	1
● 事務所移転のお知らせ			5
● 商標 News	近年の商品形状に関する立体商標	弁理士 大塚 啓生	6
● 海外 News	Regents of the University of California v. Broad Institute Inc., 事件CAFC判決	弁理士 佐藤 真紀	7
● 特許入門		弁理士 梅田 慎介	9
● 判例紹介			11

論文

Thesis

数値限定発明—近時の判例から読み解く 解釈、均等論、先使用权

弁理士 大木 信人

第1 はじめに

数値限定発明とは、例えば、温度、圧力、分子量、比率、寸法、濃度などのパラメータが具体的な数値など¹で特定された構成を有する発明を指す。数値による限定は、特許請求の範囲を客観的に明確化する有効な手段である一方、その解釈や適用範囲をめぐる侵害訴訟で争点となることが少なくない。数値限定発明は一見明確に見えながらも、測定誤差や製造ばらつき、四捨五入の取扱い、さらには数値の技術的意義の有無など、実務上は様々な問題を内包し得る。これらの問題は、特許権の保護範囲や侵害判断に直結するため、企業や知財専門家にとって重要な論点といえる。

本稿では、近年の重要な判例として、知財高判令和6年4月25日(令和3年(ネ)第10086号)「ランプ事件」と、

知財高判令和7年3月4日(令和6年(ネ)第10026号)「熱可塑性樹脂組成物事件」を取り上げる。前者は、数値限定発明に対する先使用权の成立要件と範囲をめぐる判断を示し、後者は、数値限定の文言解釈および均等論の適用可能性に関する基準を明確にした判決である。両判決は、数値限定発明の権利行使と紛争予防の観点から、実務に直結する重要な示唆を与える。

以下では、これらの事件の概要と知財高裁の判断を整理し、数値限定発明を取り扱う際の留意点を考察する。

第2 知財高判令和6年4月25日(令和3年(ネ)第10086号)「ランプ事件」

1 事案の概要および争点

〈脚注〉

¹ パラメータが特定の数値範囲や数式で表される。

本件は、特許権者である控訴人が、被控訴人製品が特許発明の技術的範囲に属するとして、差止請求および損害賠償請求を行った特許権侵害訴訟である。争点の一つは、数値限定されたパラメータ（以下、単に「パラメータ」と記載する）で特定された発明に対する先使用权の有無であり、被控訴人が本件優先日前に実施していた403W製品に基づき先使用权の成否とその範囲が問われた。知財高裁は、先使用权の判断において、特許発明のパラメータに係る技術的思想を備える必要はないとして、先使用权の成立を認めた。

本判決は、パラメータ発明に対する先使用权の判断枠組みに関して、重要な示唆を与えるものである。

(1) 本件発明

本件特許権（特許第5658831号）の請求項1の発明（本件発明）²の構成要件は以下のとおりであり、争点となったのは、構成要件1-1Dの「 $y \geq 1.09x$ 」であった³。

- 1-1A 光拡散部を有する長尺状の筐体と、
- 1-1B 前記筐体の長尺方向に沿って前記筐体内に配置された複数のLEDチップと、
- 1-1C を備えたランプであって、
- 1-1D 前記複数のLEDチップの各々の光が前記ランプの最外郭を透過したときに得られる輝度分布の半値幅を y (mm)とし、隣り合う前記LEDチップの発光中心間隔を x (mm)とすると、 $y \geq 1.09x$ の関係を満たす、
- 1-1E ランプ。

本件明細書によれば、LEDランプは筐体内に複数のLEDを一定間隔で配置し、その並び方向に沿って、LEDが実装された高輝度領域と未実装の低輝度領域が交互に現れる構造を有する。このため、筐体を透過する照明光に輝度差が生じ、ユーザに粒々感を与えるという課題があった。本件発明では、LEDの輝度分布の半値幅 y (mm)と、隣り合うLEDの発光中心間隔 x (mm)とが、 $y \geq 1.09x$ を満たすように構成することで、最大輝度に対する最小輝度の割合（輝度均斉度）を85%以上とすることができる。これにより前記輝度差を抑制し、粒々感をほとんど感じさせない効果を実現する。

(2) 控訴人の主張

控訴人は、被控訴人が本件優先日前に実施していた403W製品について、本件発明における x 値、 y 値の関係性を特定する技術的意義は読み取れず、先使用权の要件である「特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし」たとはいえないため、先使用权は成立しないと主張した。さらに、仮に先使用权が成立するとしても、その効力は

403W製品に具現された発明と同一性を失わない範囲に限られ、それは、当該製品の x 値、 y 値に基づく範囲に限定されるべきであると主張した。

2 知財高裁の判断

(1) 先使用权の範囲について

知財高裁は「ウォーキングビーム事件」最高裁判決⁴を引用し、先使用权の効力は、特許発明の出願の際（優先権主張日）に先使用权者が現に日本国内において実施又は準備をしていた実施形式だけでなく、それに具現された発明と同一性を失わない範囲内において変更した実施形式にも及ぶとし、さらに、先使用权制度の趣旨は特許権者と先使用权者との公平確保にあり、先使用权者が自己のものとして支配していた発明の範囲に先使用权を認めることが同条の文理にも沿うと述べた。その上で、「実施形式において具現された発明を認定するに当たっては、当該発明の具体的な技術内容だけでなく、当該発明に至った具体的な経過等を踏まえつつ、当該技術分野における本件特許発明の特許出願当時（優先権主張日当時）の技術水準や技術常識を踏まえて、判断するのが相当である。」と述べた。

(2) 技術的思想の認識の要否

知財高裁は、本件発明の課題であるLED照明の粒々感を抑えることは、本件優先権主張日前から既知の課題であり、当業者は本件パラメータを用いずとも、試行錯誤により粒々感のない照明器具を製造していたと認定した。そのような状況からすると、「『物』の発明の特定事項として数式が用いられている場合には、出願（優先権主張日）前において実施していた製品又は実施の準備をしている製品が、後に出願され権利化された発明の特定する数式によって画定される技術的範囲内に包含されることがあり得るところであり、被控訴人が本件パラメータを認識していなかったことをもって、先使用权の成立を否定すべきではない。」と判断した。

(3) 403W製品⁵に具現された発明の認定

知財高裁は上記を踏まえて、403W製品に具現された発明およびそれと同一性を失わない範囲を以下のとおり判断した。

(ア) 工業製品の品質にはばらつきが存在するものであり、品質管理では製造誤差を標準偏差の3倍（ 3σ ）以内に収めることが一般的に採用されているとし、403W製品の y/x 値を、実測値と 3σ を考慮しておおむね1.27～1.40程度と認定した。

(イ) 403W製品を、本件優先日前に公然実施されていた402W製品よりLEDの個数を減らしつつも（すなわち、 x 値を工夫して）粒々感の解消を図ったシリーズ品と認定とし

〔脚注〕

²本稿では、紙面の都合上、請求項1に記載の発明についてのみ言及する。

³ y 値および x 値は任意の数値であることから、 $y \geq 1.09x$ の関係性については y/x 値（ $y/x \geq 1.09$ ）に基づいて検討された。

⁴最判昭和61年10月3日（昭和61年（オ）第454号）。

⁵知財高裁は、403W製品が本件発明の構成要件を充足する構成を備えると認定した。

たうえで、402W 製品の y/x 値が 1.7 程度及びそれ以上 (1.89) であったことなど⁶ から、 y/x 値が 1.4 を超える部分から 1.7 又はそれを超える範囲についても、被控訴人が x 値を適宜調整して実現していた範囲であり、自己のものとして支配していた範囲であると認定した。

(ウ) さらに、本件優先日当時の技術水準や技術常識等より、輝度均斉度が 85%程度を上回ることによって粒々感に対処できることは周知技術であったとして⁷、403W 製品において、粒々感を抑えることができる範囲内で x 値を 402W 製品より大きくし⁸、 y/x 値を輝度均斉度が 85%程度となる 1.1 程度とすることは、402W 製品より 403W 製品の設計に至る間の延長線上にあると認定した。これにより、 y/x 値が 1.27 ~ 1.1 を満たす範囲は、403W 製品によって具現された発明と同一性を失わない範囲内に含まれると判断した。

(4) 小括

以上から知財高裁は、403W 製品に具現された y/x 値は 1.27 ~ 1.40 であり、それと同一性を失わない範囲は、1.1 ~ 1.7 又は 1.7 を超える範囲と認定し、この範囲は、先使用権者である被控訴人が自己のものとして支配していた範囲であるとして、先使用権を認めた。

3 考察

企業が製造・販売してきた製品が、後に出願・権利化された特許発明のパラメータによって特定される技術的範囲に含まれ、突如として侵害の対象となる可能性は、実務上決して稀ではない。本判決は、そのような状況において、先使用権を主張する際の重要な指針を提供するものである。

本判決が実務上特に注目されるのは、先使用権の成立において、先使用権者が特許発明のパラメータを認識している必要はないと明言した点である。これは、従来、「ピタバスタチン OD 錠事件」知財高裁判決⁹を根拠に、パラメータの認識が必要と解される余地があったところ、先使用権者にそのような認識までは要求されないことが明示された点で、実務上極めて有意義である。もっとも、「ピタバスタチン OD 錠事件」知財高裁判決の裁判長を務めた高部弁護士は、同判決は認識まで要求したつもりはなく、そのような判示もしていないと述べており、さらに、「製法や仕様が管理され、全てのロットで数値限定発明の数値を充たすという客観的な状況があれば、実施者がこれを明確に意識しなかった場合であっても、公平の観点から先使用権を認めることができよう」との見解を示している¹⁰。

〈脚注〉

⁶ 知財高裁は、本件優先日前に被控訴人が発売した他製品において、粒々感のない光源の実現のため x 値が決まり、その y/x 値が 1.64 であったことにも言及した。

⁷ 知財高裁は、本件優先日前に公然実施されていた訴外他社製品の y/x 値が 1.208 ~ 1.278 程度であったことにも言及した。

⁸ 402W 製品と比較して LED の個数を減らす設計による。

⁹ 知財高判平成 30 年 4 月 4 日 (平成 29 年 (ネ) 第 10090 号) では、ピタバスタチン又はその塩の固形剤の水分含量を特定の範囲内にするという技術的思想を有する特許発明に対して、控訴人 (被告) の実施品であるサンプル薬においては、水分含量を当該範囲内に取めるという技術的思想はなく、また、水分含量を当該範囲内における一定の数値とする技術的思想も存在しないとして、サンプル薬に具現された技術的思想が、特許発明と同じ内容の発明であるということとはできないと判断され、先使用権の成立が否定された。

¹⁰ 高部 真規子「判例からみた先使用権－主張立証責任を中心に－」『特許 Vol.77 (別冊 No.30, 2024 年) 1 頁。

¹¹ 本稿では、紙面の都合上、請求項 1 に記載の発明についてのみ言及する。

本判決では、製品に具現された発明およびそれと同一性を失わない範囲を、技術内容、設計の経過、特許出願当時の技術水準や技術常識を総合考慮して、一定の管理・仕様のもと製造された範囲として認定した。この判断は、パラメータ発明に対する先使用権の成立および効力範囲を検討する上で、有用な指針を示している。実務上は、製品の製法や仕様が管理され、特許発明のパラメータを認識していなかったとしても当該パラメータも含めて、製品が一定に管理されていたことを立証することが重要である。また、製品に具現された発明およびそれと同一性を失わない範囲の認定においては、設計の経過や技術水準等も考慮されるため、製品開発の経過や技術的背景を説明できる体制を整えておくことが望ましい。こうした準備は、先使用権を主張するための重要な備えとなる。

第3 知財高判令和7年3月4日 (令和6年 (ネ) 第10026号) 「熱可塑性樹脂組成物事件」

1 事案の概要および争点

本件は、特許権者である控訴人が、被控訴人製品が特許発明の技術的範囲に属するとして、差止請求および損害賠償請求を行った特許権侵害訴訟である。主な争点は、「分子量が 699.91848」とする被控訴人製品が、「分子量が 700 以上」とする本件特許の構成要件を充足するか否か (文言侵害の成否)、および均等論の適用可能性であった。

知財高裁は、「700 以上」という数値限定は整数値としての解釈が妥当であり、四捨五入による充足は認められないと判断し、文言侵害を否定した。さらに、「700 以上」という限定は意識的除外に該当するとして、均等論の第 5 要件 (意識的除外等の特段の事情) を充足しないと判断した。本判決は、数値限定の文言解釈における厳格な判断基準と、均等論の適用に関する考え方を明確に示しており、実務上重要な示唆を与えるものである。

(1) 本件発明

本件特許 (特許第 4974971 号) の請求項 1 の発明 (本件発明)¹¹ の構成要件は以下のとおりであり、争点となったのは、構成要件 1B の「700 以上」であった。

- 1A ラクトン環構造、無水グルタル酸構造、グルタルイミド構造、N-置換マレイミド構造および無水マレイン酸構造から選ばれる少なくとも 1 種の環構造を主鎖に有する熱可塑性アクリル樹脂と、
- 1B ヒドロキシフェニルトリアジン骨格を有する、分子量

- が700以上の紫外線吸収剤と、
- 1C を含み、
 - 1D 110℃以上のガラス転移温度を有する
 - 1E 熱可塑性樹脂組成物。
 - 1F ここで、前記ヒドロキシフェニルトリアジン骨格は、トリアジンと、トリアジンに結合した3つのヒドロキシフェニル基とからなる骨格（(2-ヒドロキシフェニル)-1,3,5-トリアジン骨格）である。

本件明細書によれば、アクリル樹脂は紫外線による黄変防止のため紫外線吸収剤（UVA）が添加されており、従来トリアジン系やベンゾトリアゾール系のUVAが高い効果を示すことから利用されていた。一方、これらのUVAは、主鎖に環構造を有するアクリル樹脂との相溶性に課題があり、高温成形時に発泡やブリードアウトが生じやすくなるほか、UVAの蒸散による紫外線吸収能の低下や成形装置の汚染を招いていた。本件発明では、ヒドロキシフェニルトリアジン骨格を有し、分子量が700以上であるUVAを、所定の環構造を主鎖に持つ熱可塑性アクリル樹脂と組み合わせることで、ガラス転移温度が110℃以上の熱可塑性樹脂組成物を提供する。これにより、優れた耐熱性を維持しつつ、高温成形時の発泡やブリードアウトの発生を抑制し、UVAの蒸散による紫外線吸収能の低下や装置汚染の問題を低減することができる。

(2) 控訴人の主張

控訴人は、構成要件1Bの「分子量が700以上」には臨界的意義はなく、「700.0以上」と厳格に解釈するのは不適切であると主張した。本件明細書では、分子量を全て整数値として記載しており、分子量の記載は算出された値を整数値に丸めることを前提と解すべきであるとした。そして、技術常識に照らせば、「700以上」とは、JIS基準に基づき小数点以下を四捨五入して「700」となるもの以上と理解されるべきであり、実質的には「699.5以上」を意味すると主張した。

さらに、仮に、被控訴人製品が構成要件1Bを充足しないとしても、均等侵害が成立すると主張した。「分子量が700以上」に臨界的意義はなく、分子量の差異は本件発明の本質的部分ではないため均等論の第1要件（非本質的部分）を充足するとした。加えて、「マキサカルシトール事件」最高裁判決¹²を引用し、本件明細書には、分子量を「699.91848」とする構成が、分子量を「700.0」とする構成に代替可能である旨の記載はなく、特許請求の範囲に700.0未満の構成が記載されていないとしても意識的に除外したとはいえないため、均等論の第5要件も充足すると主張した。

2 知財高裁の判断

(1) 「分子量700以上」の技術的意義について

知財高裁は、本件明細書には、分子量700付近を境として本件発明の効果（発泡の抑制、UVAの蒸散の防止）に顕著な差異が生じると解される結果は示されておらず、「分子量が700以上」という数値限定は臨界的意義を有するものではなく、本件発明の作用効果との関係で技術的意義を有する分子量は、実施例に示された「958」と比較例で用いられた「676」の間に広く分布し、「700以上」という数値は、「切りのよい数字」として採用されたにすぎないと判断した。

(2) 構成要件1Bの充足性について

知財高裁は、構成要件1Bの「700以上」という数値は、権利者（出願人）が権利範囲を画定するために任意に定めた「創設された数値」とであると認定した。このような数値に対して、端数を持つ数値をまず決め、それを処理して「丸められた数値」を特許請求の範囲に掲げるとするのは迂遠かつ誤解を招くものであり必要性も妥当性も欠くと判断した。したがって、「700以上」という数値範囲の背後に「丸める前の数値」が存在し、それが技術的範囲を画するとは理解し得ないとし、さらに、丸めの幅を恣意的に選択可能なJIS基準は、クレーム解釈の基準として適切ではないとした。

加えて、特許請求の範囲は、特許発明の技術的範囲を画するものであり（特許法70条1項）、第三者の予測可能性を保障する「権利の公示書」としての役割を持つことから、その解釈には特許法固有の観点が必要であると述べた。

これらの観点から、本件特許における「700以上」という数値範囲は、権利者（出願人）が権利範囲を画定するために自ら定めたものであり、その下限である「700」は、切り下げや切り上げによる端数を持たない、本来的な意味での整数値と解釈するのが相当であるとし、被控訴人製品は構成要件1Bを充足しないと結論付けた。

(3) 均等侵害の成否について

・第1要件（非本質的部分）

知財高裁は、「分子量が700以上」という数値範囲には臨界的意義がなく、当該数値は「切りのよい数字」として採用されたものであり、本件発明の作用効果に関して技術的意義を有する分子量は広範囲にわたり、分子量699.91848と700との間で紫外線吸収剤としての性質に実質的な差異はないことから、被控訴人製品と構成要件1Bとの間の分子量の相違は本件発明の本質的部分に関するものではないとして、均等論の第1要件は充足すると認定した。

・第5要件（意識的除外等の特段の事情）

知財高裁は、分子量が小数点以下の数値を有することは、

〈脚注〉

¹² 最判平成29年3月24日（平成28年（受）第1242号）では、均等論の第5要件の特段の事情について、「出願人が、特許出願時に、特許請求の範囲に記載された構成中の対象製品等と異なる部分につき、対象製品等に係る構成を容易に想到することができたにもかかわらず、これを特許請求の範囲に記載しなかった場合において、客観的、外形的にみて、対象製品等に係る構成が特許請求の範囲に記載された構成を代替すると認識しながらあえて特許請求の範囲に記載しなかった旨を表示していたといえるときには、対象製品等が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情が存在するといふべきである。」と判断した。

本件特許の出願日当時の技術常識であったところ、控訴人は「700 以上」という整数値をあえて使用し、当該数値に臨界的意義もないことから、これが任意に選択されたものであると認定した。さらに、控訴人は、その数値範囲を「699.5 以上」とすることや、小数点以下の数値の取扱いを定めることも可能であったにもかかわらず、その措置を講じていない。このような事情から、「700 以上」とする数値範囲は、下限値「700」をわずかでも下回る分子量は、技術的範囲から除外することを、控訴人が客観的、外形的に承認したと認めるのが相当であると判断した¹³。したがって、均等論の第 5 要件は充足せず、本件において均等侵害は成立しないと結論付けた。

3 考察

本判決は、数値限定発明における文言解釈と均等論の適用可能性について、実務上重要な指針を示すものである。

まず、文言解釈に関し、知財高裁は「700 以上」という数値限定は出願人が任意に創設したものであり、その範囲は整数値として文字通り解釈されるべきであり、四捨五入により 700 となる数値は技術的範囲に含まれないと判断した。さらに、特許請求の範囲は第三者に対する「権利の公示書」として機能することを強調し、その解釈において技術常識や JIS の丸め基準などの一般的な数値処理の考え方は、特許法固有の観点から直接的に妥当しないことを明確にした。

このような判断は、数値限定発明において、出願人がどのような数値を選定し、どのように記載するかが、技術的範囲の画定に直結することを示している。したがって、数値限定に対して異なる趣旨や柔軟な解釈を持たせたい場合は、明細書にその旨を具体的に記載しておくことが不可欠である。例えば、「少数第一位を四捨五入して本発明に記載される整数となる数値も含む」と明示すれば、数値限定の解釈に一定の幅を持たすことができるとされる。また、例えば、± 1、± 0.5 などの具体的な幅を持たせた記載も認められる場合があり、これにより数値範囲の柔軟な設定が可能になるとされる。なお、日本の審査実務では、「約」「およそ」「概ね」といった表現は、発明の範囲を不明確にするとして拒絶理由の対象となることが多いため、これらの表現を避け、具体的な数値幅を明示することが望ましいといえる。

次に、均等論の適用について、知財高裁は、「700 以上」という数値に臨界的意義がないことから、出願人があえてその数値を選択した以上、「700 未満」の構成は技術的範囲から除外されることを出願人が客観的・外形的に承認したと判断した。これにより、均等論の第 5 要件における意識的除外等の特段の事情に該当するとされ、均等侵害の成立が否定された。特に注目すべきは、出願経過において補正等により限定がなされた場合でなくても、出願時の数値限定の記載内容が均等論の第 5 要件の充足性に直接影響し得る点であ

る。したがって、数値限定を行う際には単に「切りのよい数字」を採用するのではなく、数値に臨界的意義を持たせることがこの観点からも重要である。

第 4 おわりに

研究の進展や測定・分析技術の高度化により、従来想定されなかったパラメータの数値範囲に新たな技術的意義が見いだされることは珍しくない。こうした背景から、数値限定発明の重要性は今後さらに高まることが予想される。数値限定発明の権利範囲は、基本的に請求項の数値に忠実に解釈されるため、記載する数値の選択には慎重さが求められる。単なる「切りのよい数字」を採用すれば、想定以上に権利範囲が狭まるリスクがある。また、明細書で数値の処理方法や取り扱いを明確化することは、予期せぬ限定解釈を防ぐ有効策となり得る。さらに、数値限定発明の重要性が高まるなか、既存製品がその数値範囲に偶然含まれる事態は十分に想定される。製品の設計経過や品質管理データを体系的に保存し、先使用权の立証に耐えうる証拠を確保しておくことが不可欠である。

数値限定発明の権利化や侵害訴訟への対応を検討する際、本稿が判断の一助となれば幸いである。

当事務所のフロア移転のお知らせ

平素より格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

このたび弊所は、同ビル内にてフロアを移転することとなりました。

新住所：
〒100-0005
東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
丸の内北口ビル17階
※電話番号に変更はございません。

移転日：2026年3月2日

これを機に、より一層皆さまのお役に立てるよう努めてまいります。

今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくご依頼申し上げます。

〈脚注〉

¹³ 控訴人の「マキサカルシトール事件」最高裁判決に基づく主張については、同判決はいわゆる出願時同効材に関する判断を示したものであって、本件に適切でない判断された。

近年の商品形状に関する立体商標

弁理士 大塚 啓生

1. はじめに

立体商標は、その保護に関するニーズが現実存在していたことや、商標制度の国際的な調和の観点から、平成8年の一部法改正において導入された制度である¹。他方で、商品の立体的形状を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標は、自他商品等識別力がなく、商標登録は認められない(商標法3条1項3号)。そのため、商品自体の形状を商標として保護するには、使用により識別力を獲得し、商標法3条2項の適用を受けることが原則である。

しかしながら、商標法3条2項は、本来識別力のない商標について例外的に登録を認める規定であり、そのハードルは高い。実際に、商品の立体的形状について商標法3条2項の適用が認められなかった事案は多くある²。

商品の形状に関する立体商標として初めて登録が認められた「ミニマガライト」事件³以降、「コカ・コーラの瓶」⁴、「Yチェア」⁵、「スーパーカブ」⁶、等の立体商標が登録されてきたが、本稿では、近年の登録例をいくつか紹介する。

2. 近年の立体商標登録例



(1) 商標第 6312530 号

本件は、「シン・ゴジラ」の玩具の立体的形状について、商標登録が認められた事案である⁷。当該玩具は、平成28年7月に公開されて記録的な大ヒットとなった映画「シン・ゴジラ」をモチーフとした形状であったところ、裁判所は、「シン・ゴジラの立体的形状は、本件特徴を全て備える点を含め、それ以前のゴジラ・キャラクターの基本的形状をほぼ踏襲しているところ、当該基本的形状は、映画「シン・ゴジラ」の公開以前から、本願の指定商品の需要者である一般消費者において、原告の提供するキャラクターの形状として広く認識されていたことが優に認められる。」と判示して、商標法3条2項の適用を認めた。「シン・ゴジラ」に限らず、「ゴジラ」シリーズの周知性をも考慮して判断した点が興味深い裁判例である。

(2) 商標第 6711392 号



本件は、「G-SHOCK」の腕時計の初代モデルの立体的形状について、商標登録が認められた事案である⁸。腕時計はモデルチェンジすることが通常であるため、特定のモデルについて周知性を立証するのは難しいと思われるが、審判では、概ねの外観構成は「八角形状のベゼル」と「横方向に連続した溝を有するバンド」を組み合わせた形状であると認定したうえで、「本願商標に相当する形状を備える請求人商品は、その後継商品も含めると、1983年の発売以降に約40年の販売期間があり、その販売実績も長期にわたる安定した販売数量をあげ、むしろ近年にかけて販売数量は増加傾向にある。」として、モデルチェンジ後の商品形状も考慮して商標法3条2項の適用を認めている。

(3) 商標第 6951539 号

お菓子の形状に係る立体商標であり、商標法3条1項3号に該当する旨の拒絶理由を通知されたが、意見書によって拒絶理由を克服している。比較的単純な形状であるが、当該形状を維持しつつ1966年から継続的に販売・広告されていることや、実施したアンケート調査の結果9割以上の人が当該形状を「Pocky」と認識したこと等が考慮されて登録が認められたと思われる。

3. コメント

冒頭で述べたように、商標法3条2項の適用を受けることは容易ではない。特に商品の立体的形状は、本来は商品の美感や機能等に資するものであって、そもそも需要者に商標として認識されにくいことから、文字商標と比べてよりハードルが高いと思われる。

もっとも、本稿で紹介した登録例のように特有の事情が考慮されて周知性を認めるケースもある。「G-SHOCK」や「Pocky」の事案に鑑みれば、アンケート調査が周知性立証に有効な証拠として採用されている傾向にあると思われる⁹。そのため、商品自体の形状であっても、アンケート調査を実施する等して、果敢に商標登録を試みることも肝要かもしれない。

【脚注】

¹「平成8年法律改正 産業財産権法の解説」参照 (https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/sangyozaisan/document/sangyou_zaisanhou/h8_kaisei_5.pdf)
²東京高判平成15年8月29日・平成14年(行ケ)第581号、知財高判平成18年11月29日・平成17年(行ケ)第10673号、知財高判平成25年6月27日・平成24年(行ケ)第10346号、など。
³知財高判平成19年6月27日・平成18年(行ケ)第10555号
⁴知財高判平成20年5月29日・平成19年(行ケ)第10215号
⁵知財高判平成23年6月29日・平成22年(行ケ)10253号、平成22年(行ケ)10321号
⁶不服2013-9036
⁷知財高判令和6年10月30日・令和6年(行ケ)第10047号
⁸不服2022-11052
⁹周知性とアンケートの関連性については、本ニュースレター69号商標News「周知性立証と需要者アンケート」参照 (<https://www.oslaw.org/newsletter/069.pdf>)

Regents of the University of California v. Broad Institute Inc., 事件CAFC判決

弁理士 佐藤 眞紀

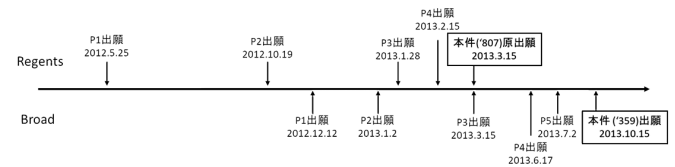
1. 事件の概要

本事件¹は、CRISPR-Cas9 (CRISPR²) 技術の真核細胞応用に関する発明の優先権を巡る法的争いである。これに関し、カリフォルニア大学、ウーン大学及びシャルパンティエ教授のグループ（以下「Regents」）と、ブロード研究所、MIT、ハーバード大学のグループ（以下「Broad」）がそれぞれ特許出願しており、どちらが「先発明者」か、米国特許庁インターフェアランス審判で争われた³。特許審判部（以下「PTAB」）は2022年に、Broadが先発明者であるとの決定を下したが、今回CAFCはその部分を破棄差戻しとした。一方、Regentsの最先のProvisional application (P1)にはCRISPRの真核細胞応用が開示されるといえず記載要件違反（35 U.S.C. § 112(a)）であるとのPTAB決定は、CAFCにより支持された。

2. 背景

CRISPRシステムは、細菌（原核細胞）の免疫機能に関する天然のDNA編集システムとして見いだされ、2020年にエマニュエル・シャルパンティエ教授とジェニファー・ダウドナ教授（本件のRegentsグループ）がノーベル化学賞を受賞した研究である。元来 mature tracrRNA、mature crRNA および Cas9 タンパク質の3要素の複合体が作用するものだが、本件特許出願にてRegentsは2つのRNA要素を1つのRNA (single-guide (sg) RNA) にしてCas9タンパク質と共に作用させるシステムを考案し、これを真核細胞で用いることを発明とした（US出願 15/981,807（2013年3月15日原出願）⁴）。しかし具体的な真核細胞での実験結果は第1優先日出願（P1:2012年5月25日）には記載がなく、第3優先日出願（P3:2013年1月28日）に記載された。

先発明の証明のため、Regentsは、2012年3月1日から2012年10月29日の間の実験ノートや研究者間のメールのコピー⁵を提出し、3月1日には着想（conception）がされ、8月9日には実施化



(reduction to practice) されたと主張した。この中には、2012年8月～10月上旬にRegents研究者が、実験の失敗や実験系に対する不安を吐露する内容も含まれていた。一方Broadは、sgRNAを用いたCRISPRのマウス細胞での機能発現を2012年10月5日にScienceに投稿し、2012年12月12日を優先日とする米国特許出願をした（US 8,697,359）⁶。

上記の経緯を基にRegentsは、2012年5月25日までは発明の着想がなされ、P1出願日が本件発明の優先日として相応しく、発明の実施化は同年8月9日になされたと主張したが、PTABはそれを否定し、P1およびP2（2012年10月19日）いずれも真核細胞に関して記載要件を満たさず、発明の実施化はされておらず、P3（2013年1月28日）に初めて実施化がされたと認定した。PTABは、Broadは本発明を2012年10月5日までに実施化したと認定し、Broadを先発明者（senior party）、Regentsを後発明者（junior party）とした。

CAFCは、「着想（conception）と発明者の地位（inventorship）は法律問題であり、de novoで判断する」として、2025年5月12日の判決で以下のように述べてPTABの先発明者に関する判断を棄却し、PTABに再検討を命じた。

3. CAFC判決

まずCAFCは判例を踏まえ、発明のプロセスには（1）着想（conception）、（2）合理的な努力（reasonable diligence）、（3）実施化（reduction to practice）の3段階があること⁷を改めて確認し、今回のPTAB決定の誤りは、「着想」と「実施化」の異なる法

〈脚注〉

¹ Regents of the University of California v. Broad Institute Inc., 136 F.4th 1367 (Fed. Cir. May 12, 2025)

² CRISPRは、clustered regularly interspaced short palindromic repeatsの略である。

³ Interference No. 106,115

⁴ 原出願 Appl. No. 61/652,086（2013年3月15日出願）の継続出願（Appl. No. 14/685,504：2015年4月13日出願）の、更なる継続出願である。

⁵ 魚類細胞へのマイクロインジェクション法やヒト細胞への発現ベクター導入実験の指示や報告が記載されていた。

⁶ '359特許の請求項15、18、'807出願の請求項156参照

⁷ Mahurkar v. C.R. Bard, Inc., 79 F.3d 1572, 1577 (Fed. Cir. 1996)

のスタンダードを融合して判断したことだと指摘した。

「着想」とは、発明者の頭の中に、その発明の作用についての明確かつ恒久的なアイデアが形成されることである。そしてそのアイデアは、その分野の通常の技術のみを用いて実行できれば良い。「着想」段階において、発明者はその発明が機能するという科学的確信まで有していなくても良く、科学的確信が必要なのは「実施化」段階である⁸。しかしPTABは、Regentsが「着想」したと主張する2012年5月25日より後に、研究者らが実験内容への不安や疑問を述べていたことを理由に、CRISPRシステムが真核細胞で機能することに対して研究者が確信を持っていなかったとして、2012年5月の着想日を否定した。CAFCは、発明の「着想」時にRegents研究者は発明が機能すると確信しているべきだとしたPTABの要求は、法的に間違っていると断じた。

更にCAFCは、Regents研究者の実験に対する不安や成功への疑問のみにPTABが注目し、いわゆる当業者(Regents研究者含む)が、「着想」の時点でその発明が通常(ルーチン)の技術を用いて実施できたか否かを検討しなかったことも誤りであると指摘した。その発明を実施するために膨大な実験等が必要と予測される場合には、その発明が完全に「着想」されたとはいえない。しかし、当業者が通常の技術を使ってその発明を実施できると合理的に考えられるならば、「着想」に達したと言えるし、「着想」の時点でRegents研究者がそのような通常の技術を開示していれば良いのである。それを判断するためには、Regents発明者以外の当業者による、「着想」日後の実験的成功も考慮に入れて良いはずであるが⁹、PTABは他の競合者の成功を考慮せず、その点でも法的間違いがあったとCAFCは指摘した。

本判決にてCAFCは、適切な「着想」のためのテストとは、通常の技術の実施のみでその発明を実施できるほどに十分な形式で発明者がアイデアを形成していたこと、あるいはそれが科学的な確信ではなく、一般的な希望をもって実施できると言える程度のものであったことが重要であると繰り返し述べている。これに反したPTABの「着想」日に関する決定は、CAFCにより破棄差戻しとされた。

一方CAFCは、記載要件に関するPTAB決定は支持した。sgRNAを用いたCRISPRシステムが真核細胞で機能することがP1およびP2に開示されているとRegentsは主張したが、PTABは35 U.S.C. § 112(a)を満たさないと判断した。同法を満たすためには、明細書の開示によって、発明者が何を発明したかを当業者が理解できることが求められる¹⁰。原核細胞でのCRISPRシステムを真核細胞

に適用するための技術は複雑で予測不可能なところ、P1にはそのための特定の条件などが記載されておらず、当業者はP1にその発明が示されている/確立されていると認識できない、と判断された。

4. 考察

2013年の米国AIA施行以降の出願にはインターフェアランスの規定は適用されず、このCAFC判決の出願実務での意義は小さいかもしれないが、ノーベル化学賞研究の知財上での優位性の判断は興味深い。また、AIAにて新設されたDerivation(冒認)手続きの争いにおいて、誰がその発明を独自に行ったかの検討にあたり「着想」が検討された事案が最近あり¹¹、米国における「着想(conception)」と「実施化(reduction to practice)」を理解することは依然有用であろう。

なお、日本でもRegentsのファミリー特許に関する争いがあった(知財高裁令和5年(行ケ)10147、2025年6月26日判決言渡)。これはRegents特許第6692856に対してBroadが提起した無効審判を請求不成立とした審決の取消訴訟である。争点は、CRISPRシステムの真核細胞適用をクレームしたRegents特許は、優先日としてP1出願日が認められるのか、である。RegentsはP1優先日にて真核細胞での実験に成功しておらず、Broadは、真核細胞適用には複雑な実験系が必要であるし、ライフサイエンス分野は効果の予測性が乏しく、P1の明細書の記載では当業者は過度の試行錯誤なく発明の実施ができず、優先日としてP1出願日は認められない、その結果Broadの特許出願が拡大先願に当たりRegents特許は新規性を欠くと主張した。しかし知財高裁は、「本件優先日時点で発明者が実験に成功していなくても、P1の記載に基づき過度の試行錯誤なく実施できた」、「P1に開示される技術的思想と本件優先日当時の周知技術とを組み合わせれば本件発明を実施可能な程度の具体的記載がされている」としてBroadの主張を退けた。知財高裁は、優先日後の他の研究者らの実験成功も、優先日時点での技術常識を裏付ける間接的証拠となるとしている。

なお欧州では、Regentsのファミリー特許は5件成立しているが、全てに異議申立が提起され、うち3件は既に取消され、残り2件は係属中である¹²。

優先日の認定における記載要件の考え方が日米で異なっており、両者のプラクティスの違いが見て取れる。米国で先発明者の地位と優先日が問題となっているRegentsの特許出願がいかなる道を辿るのか、興味深い。

〈脚注〉

⁸ Burroughs Wellcome v. Barr Labs, 40 F.3d 1223 (Fed. Cir. 1994)

⁹ Amgen, Inc. v. Chugai Pharm. Co., 927 F.2d 1200, 1207 (Fed. Cir. 1991)

¹⁰ Ariad Pharms., Inc. v. Eli Lilly & Co., 598 F.3d 1336, 1351 (Fed. Cir. 2010)(en banc)

¹¹ Global Health Solutions LLC v. Marc Selner, 148 F.4th 1363 (Fed. Cir. Aug 26, 2025) 本件では着想の先後ではなく、いかに着想されたかが重要であった。

¹² 取消理由として、優先日遡及の問題、新規事項追加、新規性欠如が争われた。

Q. 公開技報とはどのような制度ですか？自社の開発技術の特許出願する場合と比較したメリットとデメリットを教えてください。

A. 公開技報は、一般社団法人発明推進協会が提供する企業の技術を迅速に公知化するための制度です。研究開発で得られた技術のうち、必ずしも特許権として保護する必要のないものについて、低コストかつ短期間で第三者機関による「公開日」を確定させることを目的とします。公開された技術情報は「刊行物に発表したもの」と同様に扱われ、他社の後願特許を阻止するための防衛公開として広く利用されています。

公開技報は昭和 51 年の創刊以来、企業の新規技術を早期公開する仕組みとして運用され、現在は「公開技報 WEB サービス」として、インターネット経由の即時公開・フルテキスト検索などの機能を備えています。また、公開された内容は特許庁の審査・審判資料としても利用され、公知性の証拠として信頼性が高い点が特徴です。

1. 特許制度との位置づけの違い

公開技報は権利化を目的としない公開制度であり、主たる目的は「競合の後願特許の排除(新規性破壊)」にあります。一方で、特許出願は審査を経て排他的独占権を取得する制度です。両者は必要な費用や求められる開示レベル、得られる成果が大きく異なります。そのため、技術の性質・事業戦略・コスト状況に応じて両者を適切に使い分けことが重要です。

2. 特許出願と公開技報の比較(メリット・デメリット)

特許出願と公開技報を比較すると、以下の通りである。

判断軸	特許出願	公開技報
独占排他的権利	○取得できる	×得られない
費用	高い	非常に安い
公開時期	出願後 18 か月	即時～短期間
後願排除	△公開まで時間が必要	○即効性が高い
技術開示	十分な開示が必要	開示レベルを選択可能(ノウハウ部分を秘匿可)
積極的な権利化方針への切替	○可能(優先権制度)	×原則不可(新規性喪失)
審査	あり(拒絶リスク)	なし
公知証拠としての強度	高い	記載に依存(十分に書けば有効)

3. 特許出願の主なメリット・デメリット

◆ メリット

- ・ 排他的権利を取得できるため、競合の模倣を排除可能
- ・ ライセンスや協業の交渉力が高まる
- ・ 出願後 1 年は優先権主張制度の利用による発明改良の余地がある

◆ デメリット

- ・ 権利化までの費用が高額
- ・ 公開が必要なため、ノウハウ秘匿には向かない
- ・ 審査で拒絶される可能性があり、必ずしも権利は得られない

4. 公開技報の主なメリット・デメリット

◆ メリット

- ・ 低コスト(基本料金 3,670 円~/件)で確実に公知化できる
- ・ 即時公開が可能で、後願排除に非常に有効
- ・ 秘匿したい要素を削除して公開できる
- ・ 審査不要で、掲載拒否のリスクがない
- ・ 特許庁の審査・審判資料として利用され、公知性の証拠として信頼性が高い

◆ デメリット

- ・ 独占権は得られない
- ・ 公開後は自社の特許出願が原則不可能
- ・ 自社の後の特許出願の拒絶理由として引用されることがある
- ・ 記載が不十分だと公知資料として弱くなる場合がある

後願排除のみを目的とするのであれば、特許出願よりも公開技報掲載の方が有効である場合があります。後願排除の効果を確かなものとするため、発明思想の要点は明確に記載するようにします。出願は18か月後に公開され、また、特許出願中の未公開期間は、特許法29条の2による「拡大された先願」の地位にすぎず、阻止範囲は限定的といえます。対して、公開技報は公開した瞬間から公知資料になり、競合が同じ技術で出願した場合に広く新規性・進歩性を否定できます。

公開後は自社の特許出願は原則として不可能ですが、特許法第30条の新規性喪失例外規定の適用（刊行物に発表）を受けられる場合は出願へ切り替えることも検討できます。

5. 公開技報が適している技術の例

(1) 進歩性が判断しにくいもの

- ・先行技術に非常に近い発明
- ・進歩性があるともないとも言い切れないような発明

(2) 組み合わせ発明・周辺技術

- ・自社既存特許の単なる組み合わせ発明

(3) 自社も他社も実施しないと見込まれる技術

(4) 業務負荷軽減のために出願しない技術

- ・公開技報により公知化することで、審査請求・中間応答が増えて負荷が上がることを回避して業務負荷を「調整する」ことにも寄与が見込まれます。

6. 発明者が公開技報への掲載に積極的でない場合の対応策

発明者には「せっかくの発明を特許にしないのは不本意」というような心理が働くため、公開技報掲載を選択する明確な理由づけと社内制度の調整が重要です。

(1) 特許化しない「合理的理由」を丁寧に説明する

- ・権利化困難（進歩性が弱い、先行技術が多い）
- ・模倣困難技術で特許化のメリットが小さい
- ・特許にしても権利範囲が極端に狭く、費用対効果が低い

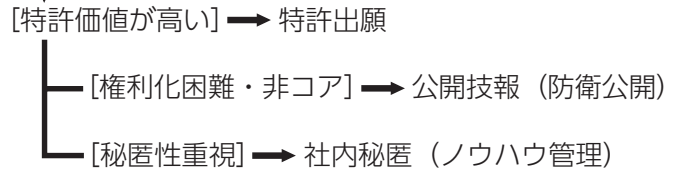
(2) 「公開技報は発明者の技術を守る手段」であることを説明する

特許にする価値が低い場合でも、公開技報を使えば競合の後願特許を防ぎ、自社の事業を守ることができることを説明するのが効果的です。

(3) 特許出願判断基準の透明化

例えばA群（特許出願）、B群（公開技報）、C群（社内秘匿）といった基準を設けて開発技術の管理を明確化することにより、正式な戦略ルートの1つであると説明できます。

【技術評価】



(4) インセンティブ制度の調整

公開技報掲載にも報奨ポイントを付与したり、防衛公開として企業価値に貢献した点を評価したりすることで、出願数偏重から「総合的な知財貢献評価」への転換を図ることが可能となります。

7. まとめ

公開技報は、1) 低コストで即時に公知化できる、2) 後願特許を未然に防止できる、3) ノウハウを伏せたまま公開できるといった点で、企業の知財戦略における重要な選択肢になりえます。一方で、特許権は得られないため「守るための公開」と割り切って使う制度であり、技術の価値や事業活動に応じて使い分ける必要があります。また、発明者にとって納得しづらい場面では、合理的な説明・透明性の確保・報奨制度の工夫などが極めて重要です。

自社事業に抵触するような特許権を他社に取得されてしまうと、企業において一番重要な自社事業の安定的遂行の阻害要件となることから、このような特許権取得を防ぐことは非常に重要です。他社の権利化を阻止するためには、出願するより公開技報を用いて早期に公開の方がコスト面、スピード面、排除力等の観点から効果的である場合があります。ただし、その後の自社の特許出願の審査において、自社の公開技報が先行技術として引用されるリスクがあることや、単なる公開を選択すると特許権を取得する道を自ら完全に放棄することになってしまうため、その後の特許戦略やその発明の価値を十分に見極めた上で適切な選択をすることが求められます。

**特 添付文書改訂の「処分」該当性 知財高裁令和7年5月26日判決
(令和6年(行コ)第10007号 延長登録出願却下決定取消請求控訴事件) >> 控訴棄却**

本件は、製造販売承認済み医薬品「ガザイバ® 点滴静注 1000mg」について、添付文書改訂の情報がPMDA（医薬品医療機器総合機構）のウェブサイトに掲載された日を「処分を受けた日」として延長登録出願をしたところ、特許庁長官がこれを却下したため、控訴人（ロシュ）がその取消しを求めた事案である。控訴人は、当該改訂が一部変更承認と実質的に同等であり、PMDAの助言には強制力があることから、実施不能期間を補填すべく、特許法施行令2条2号イの類推適用により「処分」と扱うべきと主張した。しかし、知財高裁は、①製造販売承認は添付文書そのものを対象とするものではなく、承認時における添付文書の確認や記載内容に対するPMDAの関与は行政指導にとどまること、②本件医薬品の投与速度（最大800 mg/時以上）については、添付文書改訂以前から法令上禁止されていたとは認められず、改訂によって使用の禁止が解除されたわけでもないこと、

③施行令2条2号の「処分」は限定列举と解され、存続期間終了後は何人も自由にその発明を利用できるとするのが特許制度の根幹の一つであるところ、みだりに同条の規定を拡張又は類推して解釈すべきではないこと、を理由に主張を退けた。本判決は、特許法67条4項に基づく「処分」の解釈について、医薬品の「添付文書改訂」やPMDAによる「助言」が「処分」に該当しないことを判示し、これらは行政指導にとどまるものであることと位置付けた。すなわち「承認」や「一部変更承認」といった法的処分の範囲を厳格に限定する姿勢を示したといえる。実務的には、製造販売承認後に得られた臨床データに基づき用法・用量の変更や添付文書の改訂が行われ、たとえそれらが実質的に大きな規制的影響を及ぼす場合であっても、それが「処分」に該当しない限り、特許権存続期間延長登録の対象とはならないことが改めて確認されたといえる。

**特 標準必須特許に基づく差止めを認容した最初の地裁判決 東京地裁令和7年6月23日判決
(令和5年(ワ)第70501号 特許権侵害差止請求事件) >> 請求認容**

原告は、「物理ハイブリッド自動再送要求指示チャンネルのマッピング方法」に係る本件特許（第6401224号）の特許権者であり、本件特許についてFRAND宣言（公正かつ合理的で非差別的な条件で、取消不能なライセンスを許諾する用意がある旨の宣言）を行った。原告は、被告製品（3GPP規格に準拠したLTE通信可能な通信端末）の譲渡等が本件特許を侵害するとして、譲渡等の差止めを請求した。東京地裁は、本件特許と標準規格仕様書との対比により、本件特許の侵害を認定した。その上で、東京地裁は、当事者間の交渉において、双方が提示するライセンス条件に係る数値等に互換性がなかったことから、最終製品の売上高を算定の出発点とする大合議判決（知財高判平成26年5月16日）を基準とした和解勧告を行った。被告は、裁判所の和解勧告に同意したにもかかわらず、侵害品の販売額及び販売台数の開示を拒み、大合議方式による和解案を提示しなかった。これを受け、東京地裁は、被告において「自らライセンス交渉の余地をなくしたのである」から、「FRAND条件によるライセ

ンスを受ける意思を有しないという特段の事情がある」と認定し、原告による差止請求権の行使が権利濫用にあたらぬとして、原告の請求を認容した。東京地裁は、傍論において、「少なくとも当事者間での交渉経緯のみによっては、被告がFRAND条件によるライセンスを受ける意思を有しないという特段の事情があるものと認めることはできない。」と判断しており、被告側が裁判所の和解勧告に従わなかった点が、差止めを認めた大きな理由といえる。欧州連合司法裁判所のHuawei v. ZTE判決で示された交渉枠組みと比べると、差止めが認められるハードルは依然として高いものと思われる。なお、本件と被告製品のみが異なる別件侵害訴訟（大阪地判令和7年7月10日）で、大阪地裁は、当事者間の交渉経緯を踏まえ、被告においてFRAND条件によるライセンスを受ける意思を有するとして、差止請求権の行使が権利濫用にあたる判断した。この点は、本判決の傍論で述べたのと同様と思われる。

商 ④ プログラムの用途限定による商品非類似の成否 知財高裁令和7年7月24日判決 (令和7年(行ケ)第10005号 審決取消請求事件) >> 請求棄却

原告は、商標「WATERS」(指定商品役務：第9類「分析機械器具用の操作ソフトウェア」等)を出願したところ、第4778723号「WATERS(ロゴ)」等が引用され、拒絶審決を受けた。引用商標の指定商品は、不使用取消審判を通じて、第9類「電子計算機用プログラム、その他の電子応用機械器具及びその部品、但し、水道管路及び水道施設の管理又は整備システム用以外の電子計算機用プログラムを除く」に限定されており、限定後の指定商品役務との類否が争点となった。知財高裁は、「引用指定商品(水道管理用プログラム)は、上下水道マッピングシステムに限らず、水質検査と密接に関連する水質の分析検査や、そのデータの収集、管理の機能を有するソフトウェア(以下「水質分析用ソフトウェア」という。)を含み得る。したがって、結局、本願指定商品と引用指定商品(水道管理用プログラム)には同一の商品(水質分析用ソフトウェア)が含まれ、当然のことながら、その場合の需要者(水道事業者等)も共通にすることになる。」

「この点を措くとしても、本願指定商品(データ分析用ソフトウェア)と引用指定商品(水道管理用プログラム)は、いずれも汎用コンピュータ(電子計算機)で用いるソフトウェアであるという点において一致するところ、これらのソフトウェアは、対象となる業種や用途の専門性を問わずソフトウェアの事業者によって製造、販売、開発されているものであり、両指定商品についても、同一営業主により製造、販売、開発され、あるいは親子会社又は経営上密接な関係にあり、同一の商標を使用する同一の企業グループに属する会社により製造、販売、開発されている実情がある。具体的な用途や需要者についてみても、両指定商品は、いずれも水質検査のデータを取り扱うという用途を含み、水道事業者、水質検査業者及び自家水道や給水設備の管理業者という需要者を共通にする。」として、指定商品の類似性を肯定し、原告の請求を棄却した。

著 ④ 海賊版掲載サイトの広告料振込先の外国会社の取締役の責任 知財高裁令和7年8月28日判決 (令和7年(ネ)第10015号 損害賠償請求控訴事件) >> 原判決変更、請求一部認容

本件で控訴人は、被控訴人に対し、被控訴人又は被控訴人が代表者兼取締役として登記されている米国法人が、インターネット上に開設された本件サイトに、控訴人らの著作物である本件漫画を許諾なく掲載し(本件掲載行為)、控訴人らの著作権(公衆送信権)を侵害したと主張して、民法709条及び会社法429条1項に基づく損害賠償を請求した。東京地裁は、被控訴人又は米国法人が本件掲載行為をしたとは認めないとして、控訴人らの請求を棄却した。知財高裁は、会社法429条1項が、会社と関係を有しない外部の第三者との間の関係を規律する点において不法行為に基づく損害賠償責任と変わるところはないから、通則法の規定により日本法が適用される場合には、民法709条と同様に、外国会社であるレッド社の取締役についても適用される旨述べた上で、「本件サイトは、本件漫画を含む大量の漫画を無料で公開し、サイトの訪問者を増やすことによって、より高い広告料収入を得る目的で開設・運営されていたと推認することができる。そうすると、本件サイトに掲載された広告に係る広告料収入を得ていた者は、本件サイトの開設・運営に深く関与していたと推認できる」とし、「著作権法114条1項1号が定める『侵害者が行った侵害組成公衆送信を公衆が受信して作成した著作物…の複製物』(侵害受

信複製物)とは、その文言上、受信者が公衆送信された電磁データをダウンロードして作成した複製物を意味すると解するのが相当であり、受信者が公衆送信された電磁データを閲覧するのみでは、複製物を作成したといふことはできない。…本件サイトは、掲載された漫画作品を閲覧する際に、これをダウンロードする仕組みを備えておらず、本件漫画がダウンロードされた事実は認め難い。」としつつ、「当該著作物に係る電磁データを、公衆が望むときにいつでも受信して閲覧できる状態で公衆送信することは、公衆にとって、当該電磁データをダウンロードして手に置くことと大差のない状況を作り出し、著作権者による正規品の販売を阻害する点で、当該電磁データの複製物が作成された場合と変わるところはない。これに加え、同法114条の趣旨が、著作権者による損害額の立証の負担の軽減を図る点にあることからすれば、同条を類推適用して、当該著作物が掲載されたウェブページの閲覧数等の一定割合をもって『侵害受信複製物』の数量とすることができると解するのが相当である。」と判示して、掲載期間を通じた1作品当たりの総閲覧ウェブページ数(PV)の5%又はマイページ登録数の10%を侵害受信複製物の数量と認めるのが相当であるとして、逸失利益等の損害賠償を認めた。

本ニュースレターの掲載内容を、当事務所の専門的な助言なしに具体的事案に適用した場合に関し、当事務所では一切の責任を負いかねます。